

愛知県立学校管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校管理規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和6年8月5日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県立田口高等学校の連携型中学校である設楽町立津具中学校が設楽町立設楽中学校に統合されたからである。

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の内容

令和6年度より、愛知県立田口高等学校の連携型中学校である設楽町立津具中学校が設楽町立設楽中学校に統合されたため、別表から設楽町立津具中学校を削除する。

2 施行期日

公布の日

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月十六日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛知県立学校管理規則（昭和二十二年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立田口高等学校の項中 「設楽町立設楽中学校
設楽町立津具中学校」 を「設楽町立設楽中学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

愛知県立学校管理規則の一部改正新旧対照表

(教育課程の編成)

第二条 略

2 別表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）にあつては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。

3 略

新

別表（第二条関係）

愛知県立衣台高等学校の項から愛知県立美和高等学校の項まで	略	連携型高等学校の名称	連携型中学校の名称
愛知県立田口高等学校	設楽町立設楽中学校 東栄町立東栄中学校 豊根村立豊根中学校		

旧

別表（第二条関係）

愛知県立衣台高等学校の項から愛知県立美和高等学校の項まで	略	連携型高等学校の名称	連携型中学校の名称
愛知県立田口高等学校	設楽町立設楽中学校 東栄町立東栄中学校 豊根村立豊根中学校	同上	設楽町立設楽中学校 東栄町立津具中学校 豊根村立豊根中学校